

トラックのひろば

ISHIKAWA

ISHIKAWA TRUCKING ASSOCIATION NEWSLETTER

VOL.305

1

JANUARY

2026

令
年
大
吉
新
年





年頭のごあいさつ

一般社団法人 石川県トラック協会
会長 山田 秀一



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様をはじめ、関係行政機関、関係団体、そして日頃より物流を通じて地域社会を支えてくださっているすべての皆様に、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

平素より当協会の諸活動に対し、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、心より厚く御礼申し上げます。

さて、令和八年を迎えた我が国のトラック運送業界は、少子高齢化の進行による深刻な人手不足、燃料価格の高止まりや車両価格、各種資材価格の高騰など、依然として厳しい経営環境に直面しております。地方における中小事業者にとっては、こうした複合的な課題への対応が、事業の持続性を左右する重要な局面となっています。

そのような中、長年にわたり業界が強く要望してまいりました軽油引取税の暫定税率が撤廃されることとなりました。これは、トラック運送業が国民生活と地域経済を支える重要な社会インフラであることが広く認識され、現場の切実な声が制度として結実したものと受け止めています。燃料費は運送事業における最大のコスト要因の一つであり、暫定税率の撤廃は、事業者の経営安定化に資するのみならず、持続可能な物流体制の

構築に向けた大きな前進であります。当協会といたしましては、この成果を一過性のものとすることなく、適正な運賃・料金収受の推進や人材投資、安全対策の強化へとつなげていくことが重要であると考えております。

また、運輸事業振興助成交付金制度は、運輸事業の健全な発展と公共性の確保を目的として創設され、長年にわたり地域のトラック運送事業を下支えしてきた極めて重要な制度であります。交通安全・環境対策の推進、人材育成、災害対応体制の強化など、会員事業者の経営基盤強化と社会的責務の遂行に大きく寄与しており、その役割と意義は今なお変わるものではありません。当協会といたしましては、今後におきましても本制度が安定的に維持され、その趣旨に沿って有効に活用されることが、地域物流の持続性確保のために不可欠であると考えております。

一方、物流を取り巻く法制度においては、令和七年六月、トラック運送業界の長年の課題であつた適正化の推進に向け、いわゆる「トラック適正化二法」が議員立法として法制化されました。これは、貨物自動車運送事業法と貨物自動車運送事業の適正化のための体制整備等に関する法律の両輪により、事業運



営の適正化と安全確保、公正な競争環境の整備を一体的に進めしていく枠組みが明確に示されたものであります。現場の実態を踏まえた制度整備が実現したことは、業界にとって大きな意義を持つものであり、当協会といたしましても、この法制化を重く受け止めております。

当協会は、トラック適正化二法の趣旨を十分に踏まえ、適正化事業の着実な実施を通じて、法令遵守の徹底、輸送の安全確保、健全な事業環境の構築に引き続き取り組んでまいります。また、会員事業者が新たな制度に円滑に対応できるよう、情報提供や相談対応の充実にも努めてまいります。

さらに、働き方改革関連法の全面適用以降、いわゆる「2024年問題」への対応は、令和八年においても引き続き重要な課題であります。時間外労働の上限規制を遵守し、安全を最優先とした運行体制を確立することは、企業の社会的責任であると同時に、ドライバーの確保・定着に不可欠な要素であります。当協会といたしましては、関係法令の周知徹底、講習会や説明会の開催、相談体制の充実を通じ、会員事業者が円滑に法改正へ対応できるよう支援してまいります。

また、改正貨物自動車運送事業法をはじめとする関係法令により、書面交付の徹底、下請構造の是正、適正な運賃・料金の收受など、取引の適正化に向けた取り組みが一層求められております。長時間の荷待ちや附帯作業の無償化といった問題は、ドライバーの労働環境悪化の要因となつております、荷主を含めた

サプライチェーン全体での理解と協力が不可欠であります。

一方で、トラック運送事業は、日常生活に欠かせない物資輸送のみならず、自然災害発生時における緊急支援物資の輸送など、地域社会の「最後の砦」としての役割を担っております。石川県においても、これまでの災害対応を通じ、会員各位が示してこられた迅速かつ献身的な行動は、地域からの厚い信頼につながっております。改めて深い敬意と感謝を申し上げます。

令和八年は、暫定税率撤廃という長年の要望が実現し、さらにはトラック適正化二法が施行段階を迎える中で、業界の持続的発展に向けた基盤づくりが本格化する重要な一年であり、高速道路料金水準の改定や割引制度の見直しへの対応という課題もあります。当協会は、各種制度を有効に活用しながら、会員の皆様とともに交通・労災事故ゼロの実現に向けて、安全運転の確保、飲酒運転の根絶等に對して積極的に取り組むなど諸対策を推進し、安全・安心・安定した物流の確保に全力で取り組んでまいります。

結びに、本年が会員の皆様一社一社にとって実り多き年となることを心より祈念申し上げます。

今後とも当協会の活動に対する変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げ、年頭のご挨拶といたします。



年頭のごあいさつ

石川県
知事 馳 浩



新年明けましておめでとうございます。

令和8年の年頭にあたり、一般社団法人石川県トラック協会の皆様に謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

皆様には、日頃から県政の推進に深いご理解とご協力をいただくとともに、日々、県民生活に不可欠な物流を支えるためご尽力いただきしておりますことに、心から感謝を申し上げます。能登の復旧・復興においても、被災地における輸送サービスの提供はもとより、協会として義援金をお寄せいただきなど格段のお力添えを賜り、重ねて御礼申し上げます。

改めて申し上げるまでもなく、物流は経済にとつての血液であり、物流が滞っていては経済も活性化しません。貴協会には、日頃から輸送サービスの改善に取り組まれ、地域経済に多大な貢献をしていただいております。また、災害等の緊急時には、被災地への速やかな物資の輸送など、ライフラインを維持するため重要な役割を果たしていただいており、県民の安全・安心の確保へのご尽力に改めて感謝を申し上げる次第です。

この新しい年が皆様にとりまして、明るい展望の持てる年となるよう心からお祈り申し上げますとともに、県政に対する一層のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

本年も引き続き、皆様に安心して運輸業界を担つていただきるよう、国や関係機関などと連携しながら全力で取り組んでまいります。



年頭のごあいさつ

北陸信越運輸局石川運輸支局
支局長 開田 慎

新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人石川県トラック協会の会員の皆様には、ご健勝にて新春をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。また、皆様方には平素から国土交通行政の推進に格別のご理解ご協力を賜っていることに厚くお礼申し上げます。

トラック運送事業は我が国の経済と地域のくらしを支えるライフルラインとして、公共性の高い極めて重要な役割を果たしいただいていることに心から敬意と感謝を申し上げます。

一方で、トラックドライバー不足などにより輸送能力が不足する、いわゆる「物流の2024年問題」に直面しており、安定した物流維持のための取組みが必要となっています。

そのため、政府において「商慣行の見直し」「物流の効率化」「荷主・消費者の行動変容」の施策が盛り込まれた「物流革新」に向けた政策パッケージをとりまとめたほか、一昨年の4月には荷主や物流事業者への規制的措置が含まれた「流通業務総

合効率化法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立しました。さらに昨年の6月には、事業許可の5年更新制の導入、適正原価を下回る運賃・料金の制限等を内容とする「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」と、「貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律」が可決・成立し、取引環境や長時間労働の改善にかかる取組みを推進しています。

石川運輸支局においても、トラック運送事業が今後も健全な発展を続けられるよう、トラック・物流Gメンの活動や「トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会」を通じた取引環境や労働環境改善にかかる取組みを、関係機関と連携を強化しながら積極的に推進してまいります。

結びに、貴協会並びに会員各社の一層のご発展と、会員各位のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



年頭御挨拶

石川労働局
局長　八木　健一



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

石川県トラック協会の皆様には、日ごろから、石川労働局の行政運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

石川労働局では、令和6年能登半島地震、奥能登豪雨により被災された事業所や労働者に寄り添いつつ、雇用の維持・継続の支援、県内ハローワークに設けた「特別職業相談窓口」による就職支援、復旧・復興工事などにおける作業の安全・衛生の確保などに引き続き取り組んでまいります。

一方、最近の県内の雇用情勢を見ますと、有効求人倍率は1.50倍を上回り、あらゆる産業において人手不足の状況が続く中、人手不足が顕著な運輸など6分野についてハローワーク金沢に「人材確保支援専門窓口」を設置するとともに、各地方公共団体や業界団体と連携した支援を行っているところです。

加えて、過去最高の引上げとなつた石川県最低賃金1,054円の周知及び履行確保、賃金引上げに向けて取り組む事業場を支援してまいります。また、安全で健康に働くことができる

環境づくりを図るため、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止を徹底するとともに、自動車運転者などの時間外労働の上限規制について、発注者、荷主といった取引関係者等による取引慣行の見直しを促すなど、関係機関と連携し周知、支援に努めます。さらに、第14次労働災害防止計画の4年度目を迎える中、事業者が自発的な安全衛生対策に取り組むための意識啓発など重点8項目の目標達成に向けた取組の推進及び「労働安全衛生法等の一部改正法」等の内容の周知に努めます。

また、働きやすい環境づくりや不合理な待遇差の解消を目指すため、職場のハラスメント防止対策、仕事と育児・介護を両立できる職場環境の整備、同一労働同一賃金の実現などについて法の周知及び適正な履行を図つてまいります。

今後とも、各種施策の周知・広報などに引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、貴会の益々のご発展と、会員の皆様のご活躍・ご健勝をご祈念申し上げて、年頭のご挨拶といたします。



年頭の御挨拶

石川県警察本部

交通部長 西村 和市

謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

一般社団法人石川県トラック協会の皆様には、平素から、安全な貨物輸送はもとより、SDラリーコンテストの開催や高等学校における交通安全出前講座等、各種事業を通じてドライバーの安全運転意識の醸成と交通事故のない社会の実現に貢献していただいているほか、警察行政各般にわたり多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内の交通情勢につきましては、昨年中は発生件数・死傷者数ともに増加し、特に死者数は3年連続で前年を上回つたほか、交通事故の特徴を見ますと、高齢者の方が被害に遭う割合が高い一方で、高齢運転者による交通事故も多いという状況がありました。

このようなか、本年4月1日から、自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が適用されることとなります。県警察では、変化する交通情勢に柔軟に対応しながら、高齢者の交通事故防止に向けた啓発活動をはじめ、飲酒

運転等の悪質・危険な運転者に対する取締りを強化するなど、各種交通事故抑止対策に取り組んでいるところであります。協会の皆様方には、子供や高齢者をはじめ、歩行者を保護する運転の実践や飲酒運転根絶に向けた取り組みに引き続き御協力いただきますようお願い申し上げます。

トラック輸送業務は、生活と経済のライフルラインとして国民生活に必要不可欠なものであり、輸送の効率化と安全の確保の両立という大変困難な管理が求められておりますが、本年も引き続き、安全確保を第一に、適切な運行管理の下「思いやり・ゆずり合い」運転を推進していただき、安全で安心な交通環境の実現に向けて、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝、御多幸を心から祈念申し上げまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



年頭所感

公益社団法人全日本トラック協会
会長 寺岡 洋



令和8年を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年6月、前任の坂本克己最高顧問の後任として全日本トラック協会の会長に就任しました。昨年は私個人にとつても、そしてトラック運送業界にとつても激動の年だったといえるでしょう。

まず、昨年4月には「改正物流法」（新物流効率化法、改正貨物自動車運送事業法）が施行され、5月には「取適法」（製造委託等に係る中小受託事業者に対する支払の遅延等の防止に関する法律）が成立し、今年1月1日から施行されました。そして、6月には「トラック適正化二法」（改正貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律）が成立しました。また11月の与野党合意により、今年4月1日に軽油引取税の暫定税率が廃止されることになりました。軽油引取税の暫定税率廃止に伴い、運輸事業振興助成付金の維持に向け、超党派による議員立法で先の臨時国会に「運輸事業振興助成法改正案」（運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案）が提出されました。令和13年3月31日までの5年間、現行の交付金制度が維持される内容となっています。

トラック適正化二法では、改正貨物自動車運送事業法のなかで、①トラック運送事業の許可について5年ごとの更新制の導入、②国土交通大臣が定める「適正原価」を下回る運賃・料金の制限、③再委託の回数を2回以内に制限するよう努力義務化、④違法な白ナンバートラックの利用を禁止し（罰則付）、荷主等に対しても是正指導も実施などを盛り込んでいます。

また、この事業法を担保するための「貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律」（新法）は、①基本方針の策定、②法制上の措置等、③物流政策推進会議を柱としています。トラック適正化二法で示された内容が実現した暁には、業界を取り巻く景色が一変するのではないかと感じています。

全ト協では、私が委員長を務める、本件に特化した「トラック適正化二法対策委員会」を新たに立ち上げ、昨年8月27日に

第1回委員会を開催しました。第1回委員会では、委員会設立の意義と経緯について説明した上で、「改正事業法の全面施行まで3年。業界の健全な発展に向けて、本日お集まりの皆様が一致団結して、全面施行に向けて精一杯取り組んでいきたい」と決意を述べました。

今年4月には、「委託次数の制限」と「違法な白トラに係る荷主等の取り締まり」が施行され、続く第2段階は、公布後3年以内に施行とされており、令和10年春頃になると思われますが、ここから「許可更新制度」と「適正原価の遵守義務」が施行することになります。

全ト協では今後も、国交省と強く連携しながら、トラック適正化二法の全面施行に向けて準備を進めてまいります。

燃料価格をはじめとする輸送コスト上昇分や、ドライバーの労働条件改善を進めるための原資については、荷主に対して適切に運賃・料金として転嫁していくことが基本であり、トラック運送事業者が適正な運賃・料金を收受できる環境を整備することが重要であると考えます。そうした中で高騰する輸送コストや人件費等の上昇分を荷主に転嫁できない運送事業者が少なくありません。荷主からコスト上昇分を運賃・料金として適正に收受できなければ、運送事業者の多くが持続可能な事業経営を行うことができなくなります。一方で、車両価格について、アルミや半導体等原材料費の高騰、あるいは安全や環境性能向上のための装備が増えることなどによつて価格が高騰しており、全ト協として車両価格の高騰問題についてもしっかりと対応してまいります。

さらに昨年9月、軽油価格カルテルの疑いで公正取引委員会

により石油販売会社に対し、犯則調査が行われました。大変遺憾なことであり、全ト協としては、徹底的な事実解明と厳正な対処を求めるとともに、公取委の動向を注視し適宜対応を図つてまいります。

現在、国交省では、トラック適正化二法で規定された適正原価の算定に向けた準備が進められています。適正原価という指標を国に示していくことは大変ありがたいことであり、法的根拠のある適正原価が導入されることで、荷主が運送事業者に対して不当な運賃で輸送を依頼することへの大きな抑止力になることが期待されます。

一方、適正原価の算定にあたつては、現在、国交省において、全事業者を対象に実態調査を実施しており、本調査では全国のトラック運送事業者から原価構造等のデータを提供いただく必要があります。会員事業者の皆様には必ず回答をお願いいたします。

併せて、全ト協では、適正原価の実効性を高めることとともに、運送事業者が適正な運賃・料金を收受できる環境の整備を進めるために、国交省をはじめとした関係省庁と連携し、独占禁止法や取適法における取締りや指導の強化、令和6年11月に体制が強化されたトラック・物流Gメンによる情報収集や荷主等による悪質な行為に対する是正指導の強化等を通じて、輸送コスト上昇分やドライバーの待遇改善に向けた原資を確保できるような取引環境の整備に向け、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

昨年4月に施行された改正物流法では、荷主や物流事業者等

に対し、トラックドライバーの荷待ち時間等の短縮、積載率の向上等に資する取り組みを行う努力義務を課しているほか、元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付けるとともに、荷主およびトラック運送事業者等に対し、運送契約締結時の書面交付等を義務付けています。

さらに、本年4月から、一定規模以上の荷主に対し、物流統括管理者（CLO）の選任、中長期的な計画の作成や取り組み状況の報告等が義務付けられます。取り組みの実施状況が不十分な場合は、勧告・命令が実施されることとなります。

これらにより、物流業界の多重下請構造を是正し、実運送事業者の適正な運賃収受を図つていくことになります。全ト協では、改正物流法を解説する会員事業者向けホームページを開設したほか、実務者向けに法改正の内容を分かりやすく解説する動画を公開するなど、会員事業者の理解促進に取り組んでいます。

また、運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス（附帯業務等も含む）の内容や

その対価等について記載した書面の交付が運送事業者と荷主の双方に義務付けられたことを受けて、全ト協では会員事業者が荷主との運送契約を円滑に、かつ効率的に締結できるよう、「運送申込・書面化アプリ」を開発し、デジタル化対応が進んでいない中小運送事業者に無償で提供しています。

併せて、全ト協では国交省と連名でリーフレットを作成し、事業者や荷主に向けた広報活動を展開するなど、業界全体で発信力を高め、改正物流法の周知徹底に努めたいと考えています。

トラック運送業界は、「安全で安心な輸送サービスを提供し続けること」が社会的使命であり、常に「安全」を最優先課題と位置付けながら事業を展開しなければなりません。

しかしながら、事業用トラックが第1当事者となる死亡事故件数は令和6年よりも減少しているものの、依然として多い状況にあります。また、根絶すべき事業用トラックによる飲酒事故も依然として発生しているほか、大型車による車輪脱落事故も発生しています。

国交省では、令和7年度までを計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン2025」に代わる次期総合安全プランの策定に向けた準備を進めています。全ト協では、次期総合安全プランを受けて策定する次期「トラック事業における総合安全プラン」に基づき、事業用トラックが関係する交通事故による死傷者数等の目標達成を図ります。会員事業者の皆様におかれましては、今一度基本に立ち返り、緑ナンバーの自信と誇りをもって安全運行の徹底に努め、安全・安心な輸送の確保をお願い致します。

気候変動をもたらす地球温暖化防止のため、全ト協では2050年のカーボンニュートラルを目指し、「トラック運送業界の環境ビジョン2030」を定めています。本ビジョンのメイン目標として、トラック運送業界全体の2030年のCO₂排出原単位を2005年度比で31%削減することを掲げ、環境対応車導入促進助成事業や「トラックの森」づくり事業などの取り組みを引き続き推進してまいります。また、「黄金のペットボトル」など社会問題化するゴミのポイ捨て問題についても、業界全体の意識の向上を図るため、会員事業者の皆



様のご協力をお願いいたします。

トラック運送事業者が「国民生活と経済のライフライン」としての機能を果たし続けていくためには、利用者目線での計画的な道路整備の推進が必要です。

道路を使用するドライバーの労働環境改善の観点から、暫定2車線区間の4車線化やミッシングリンクの解消、渋滞対策の推進、高速道路のサービスエリア（SA）・パーキングエリア（PA）などにおける駐車スペースの整備・拡充など、多くのトラック運送事業者の輸送効率化に繋がる道路整備の推進が求められます。また、トラック輸送は国民生活と産業活動を支える公共的物流サービスの担い手であることから、運送事業者にとって利用しやすい高速道路料金水準が求められます。

全ト協では全国道路利用者会議と連携して、我が国の生産性を向上させ、成長力および国際競争力を強化するため高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、重要物流道路の整備推進など幹線ネットワークの強化を国交省等に働きかけていきます。また、高速道路料金について、利用に応じた料金制度としつつ、運送事業者向け割引の継続を強く求めていきます。さらに、ドライバーの働き方改革や生産性向上、カーボンニュートラル推進を図るため、利用者目線での渋滞対策の実施、道の駅などの休憩施設の機能強化、中継物流拠点の整備および交通結節機能の強化などを求めていきます。

SA・PA、道の駅における駐車スペースや休憩・休息施設は、労働関係法令の遵守およびドライバーの労働環境改善のためになくてはならない必要な施設であることから、全ト協では、SA・PA、道の駅における大型車および特大車用の駐車

スペースや休憩・休息施設となる建屋内設備の整備・拡充、特にシャワー施設の設置箇所拡大について、引き続き国交省等に対して要望活動を行つていきます。

我々トラック運送事業者の願いは、エッセンシャルワーカーとして物流の現場で日々奮闘しているドライバーに、夢や希望、誇りを胸に、「我々が日本の暮らしと経済を支えている」との熱い思いをもちらながら、日々仕事をしてもらうことに他なりません。

多くの運送事業者が荷主等に対して果敢に運賃・料金交渉を行い、適正運賃・料金を收受することで、ドライバーの地位向上と労働条件の改善が図られるとともに、それが安定的な物流の確保に繋がり、国民経済の健全な発展に寄与するのです。

スピード感をもちながら重点的に解決していかなければならない課題は、地域によって温度差があり様々です。私は、「業界内の風通しを良くしていくこと」も非常に重要であると考えています。会員事業者の皆様方から、様々な課題を全ト協に対し積極的にご提供いただくとともに、全ト協としては、そうしたお声に真摯に耳を傾け、「会員ファースト、業界ファースト」で業界の健全な発展に資する諸施策を強力に推し進め、個々の事業者の持続的な成長に繋げていきたいと考えております。

会員事業者の皆様方のますますのご発展とご健勝、ならびにご多幸を心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



2025年度貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）

石川県新たに8事業所が認定
～合計362事業所～

石川県内の認定事業所一覧

● 甲信越福山通運㈱ 金沢支店 NEW	● 北陸大池運送㈱ 本社営業所	● 石川アサヒ運送㈱ 佐奇森営業所	● 市場急配センター㈱ 本社営業所
● (有)公利輸送 本社営業所	● 北陸貨物運輸㈱ 白山営業所	● (株)サカイ引越センター 金沢支社	● (株)サカイ引越センター 金沢支社
● 是則北陸運輸㈱ 金沢営業所	● 北陸七福運送㈱ 本社営業所	● 稲沢運輸㈱ 金沢営業所	● (株)エイアール貨物・北陸口ジスティックス 金沢営業所
● 佐川急便㈱ 白山営業所	● 北陸センコー運輸㈱ 金沢営業所	● 上野輸送㈱ 金沢営業所	● (株)JAアグリライン石川 本社営業所
● (株)鶴富運送 鶴来営業所	● 北陸通運㈱ 松任営業所	● (株)金澤㈱ 本社営業所	● (株)シキエミカル 金沢営業所
● (株)鶴富運送 美川営業所	● 北陸明治運輸㈱ 石川営業所	● SBSセンソウ㈱ 古府営業所	● (株)新開トランスポーティング 金沢営業所
● (有)寛寛商事 本社営業所	● (株)北陸ロジスティックス 本社営業所	● NXキャッシュ・ロジスティックス㈱ 金沢警送事業所	● (株)シノコー 金沢営業所
● (株)城東物流サービス 本社営業所 NEW	● (有)まこと商事 本社営業所	● (株)エフ・ティ物流 本社営業所	● (株)西濃運輸㈱ 金沢営業所
● セイノースーパー工クスブレス㈱ 金沢営業所	● (株)丸昇運輸 本社営業所	● (株)工ナカク運輸 本社営業所	● (株)シノコー運輸 本社営業所
● (株)大晃建設 本社営業所	● (株)ヤマト運輸 本社営業所	● (株)ヤマト運輸 本社営業所	● (株)シノコー運輸 本社営業所
● (株)大晃建設 北陸スーパー・ハーフセンター	● (株)金沢営業所	● (株)ヤマト運輸 本社営業所	● (株)西濃運輸㈱ 金沢港営業所
● (株)ダイセー工ブリード二十四㈱ 北陸スーパー・ハーフセンター	● (株)金沢営業所	● (株)ロジスティード中部㈱ 石川営業所	● (株)ゼロ・プラス中部 金沢営業所
● (株)大和物流㈱ 金沢支店	● (株)若松運輸㈱ 本社営業所	● (株)大西運輸㈱ 東営業所	● (株)センコーカー 東部出張所
● (株)タツタ流通産業 本社営業所	● (株)新潟運輸 本社営業所	● (株)オオニシ機工㈱ 本社営業所	● (株)大東実業㈱ 金沢営業所
● (株)有築丸商事 本社営業所	● (株)石川トナミ運輸㈱ 野々市営業所	● (株)大西運輸㈱ 本社営業所	● (株)大一急行㈱ 本社営業所
● (株)中越運送㈱ 金沢営業所	● (株)二本松物流㈱ 本社営業所	● (株)加賀運送㈱ 金沢営業所	● (株)株田内運輸 本社営業所
● (株)中越テック㈱ 石川営業所	● (株)ヤマト運輸㈱ 金沢支店	● (株)加賀運送㈱ 金沢営業所	● (株)新潟トランシーポートシステム 金沢営業所
● (株)千代田運輸㈱ 金沢営業所	● (株)新潟運輸㈱ 金沢支店	● (株)大森建設運輸㈱ 本社営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所
● (株)ナカムラ運送㈲ 白山営業所	● (株)石川トナミ運輸㈱ 野々市営業所	● (株)沖津商事㈱ 本社営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所
● (株)浪速運送㈱ 石川営業所	● (株)二本松物流㈱ 本社営業所	● (株)北川運輸㈱ 本社営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所
● (株)日本梶包運輸倉庫㈱ 金沢営業所	● (株)ヤマト運輸㈱ 野々市押野営業所	● (株)加賀重量㈲ 本社営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所
● (株)日本物流マネジメント㈱ 本社営業所	● (株)ヤマト運輸㈱ 野々市中林営業所	● (株)株樺運送 金沢営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所
● (株)日本物流マネジメント㈱ 美川インター営業所	● (株)金沢生コンクリート㈱ 金沢営業所	● (株)金沢港倉庫 本社営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所
● (株)久安重機運輸㈱ 本社営業所	● (株)環境開発㈱ 本社営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所
● (株)久盛建設工業 本社営業所	● (株)北川運輸㈱ 本社営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所
● (株)福井アクティー 白山共配センター	● (株)金沢生コンクリート㈱ 金沢営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所
● (有)藤橋運輸 本店営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所
● (株)藤ビルメンテナンス㈱ 白山営業所	● (株)クリーンライフル 本社営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所
● (株)ホクトラ石川 本社営業所	● (株)クリーンライフル 本社営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所
● (株)北陸石井運輸㈱ 金沢営業所	● (株)中居建設㈱ 本社営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所
	● (株)中作運輸㈱ 本社営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所
	● (株)ナニワ急便 本社営業所	● (株)西川輸送㈱ 本社営業所	● (株)トヨタケンサービス 金沢営業所

経営者の皆様へ

「新しい年のスタートにあたつへ

あけましておめでとうございます。

今年も適正化事業実施機関における巡回指導や安全性評価事業（Gマーク制度）をはじめとする事業活動について、ご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。

さて、トラック運送事業にとつて、安全は何よりも大事なことで、交通事故防止だけではなく、輸送の安全・安心が確保されなければいけません。

そこで、経営者の皆さんには、新しい年のスタートにあたり、安全の前提条件である法令遵守は勿論のこと、事故のない安全な職場づくりのために「運輸安全マネジメント」の確実な実施をお願いいたします。経営者の皆さんを筆頭に従業員全員がそれぞれの立場と役割を十分に果たして無事故の良い年になりますようお祈りいたします。

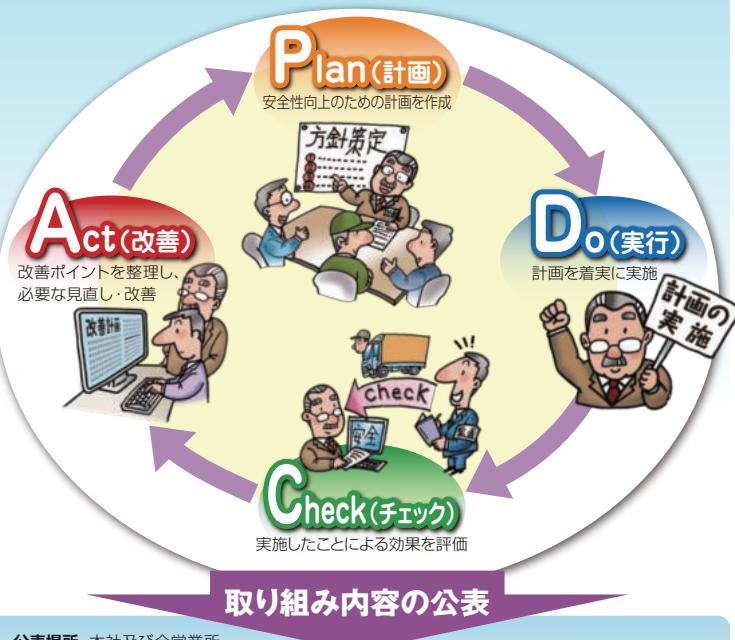
「運輸安全マネジメント」とは…

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を社長から全ての運転者まで共有し、一体となった安全管理体制を構築するとともに、その体制を継続的に改善し、輸送の安全性を高めていくことを目的とした制度です。

何をすれば良いのか…

「Plan(計画)」▶「Do(実行)」▶「Check(チェック)」▶「Act(改善)」を継続的に繰り返すことによって、輸送の安全のレベルアップを図ります。また、毎事業年度にその取り組み内容を公表しなければなりません。

情報公開用ボードを活用しましょう!



公表場所 本社及び全営業所

公表手段



自社ホームページ
営業所等利用者が出入りする
自社施設における掲示



・報道機関へのプレス発表
・自社広報誌等への掲載

会員配布の石ト協オリジナル情報公開ボード

運輸安全マネジメント情報公開用ボード (年 月 日 ~ 年 月 日)											
○輸送の安全に関する基本方針											
○安全方針に基づく目標											
○目標達成のための計画・取り組み											
今日の事故防止 一日実績項目											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>無事故祈願</th> <th>月度 安全鏡十字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連続無事故目標日数 日</td> <td>1 2 3 4 5 6</td> </tr> <tr> <td>7 8 13 14 19 20</td> <td>9 10 15 16 21 22</td> </tr> <tr> <td>25 26 27 28</td> <td>11 12 17 18 24</td> </tr> <tr> <td>連続無事故日数 日</td> <td>29 30 31</td> </tr> </tbody> </table>		無事故祈願	月度 安全鏡十字	連続無事故目標日数 日	1 2 3 4 5 6	7 8 13 14 19 20	9 10 15 16 21 22	25 26 27 28	11 12 17 18 24	連続無事故日数 日	29 30 31
無事故祈願	月度 安全鏡十字										
連続無事故目標日数 日	1 2 3 4 5 6										
7 8 13 14 19 20	9 10 15 16 21 22										
25 26 27 28	11 12 17 18 24										
連続無事故日数 日	29 30 31										
連続無災害目標日数 日											
連続無災害日数 日											
前年度における ○安全に関する目標達成状況											
目標 結果 目標達成状況											
○事故に関する情報											
重大事故発生状況 事故の種類											

一般社団法人 石川県トラック協会

全日本トラック協会 × Indeed Japan 株式会社 連携協定事業

人手不足でのお悩みはありませんか？

求人個別サポートのご案内

何から始めればいいかわからない

過去、採用が上手くいかなかった

でも、採用の相談はしてみたい・・・

求人に精通した担当者が個別サポートします

個別サポート申込受付

採用についてのご相談・サポートをご希望の方は、
以下webフォームからお申込みください。
専任担当から、メールとお電話にて求人活動のサポートを行います。
ご不明点等があつても、専任担当（無料）がいるのでご安心ください。
※個別サポートは、オンラインでのサポートに限定させてもらいます。

▼ 申込 フォーム



左記2次元コードにスマホのカメラをかざしていただくか、
下記URLにアクセスいただくと、フォームからお申込みが可能です。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfitb5RBjocGr3v-D1TkMOtwW0hu4UwmZjeLV0GDwjldUZ3Q/viewform>

お気軽に
ご相談
ください

採用支援のご相談をいただいたたら、こうした情報のご提供が可能です！

①給与帯と 応募単価の傾向

応募が多い給与帯や、
給与帯ごとの応募単価など

②類似求人で採用対象に している経歴

他の競合求人では、どんな経
歴の方を採用しているか

③類似求人によく 設定されるキーワード

他の競合求人では、どんなキ
ーワードを用いているか

④自社専用の採用ホームページ（無料）の開設支援

アカウントの開設から、求人原稿の作成までサポートいたします

豊富な採用データを元に、地域・職種に応じたアドバイスをさせていただきます。

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨 知事感謝状が贈呈されました

令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨 知事感謝状贈呈式



12月10日、石川県地場産業振興センターにおいて「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨知事感謝状贈呈式」が執り行われ、復旧・復興に取り組んだ団体、企業に対して感謝状が贈呈され、当協会に対して馳浩県知事から山田秀一会长に手渡されました。

取引環境改善・雇用対策・イメージ向上のための 広報活動を実施します ～テレビCM・コンビニエンスストアでの動画放映～

広報
委員会

○テレビCM

運送事業者と荷主との取引環境の整備に向け、トラック・物流Gメンによる悪質な荷主等への是正指導についてCM（30秒）放送し、公正な取引に対する周知を図ります。

放送期間：令和7年12月27日（土）～

令和8年1月31日（土）

放送局：石川県内 民法4局（合計70回）



○コンビニエンスストアでの動画放映

コンビニエンスストア FamilyMart 店舗内レジ上部設置の大型モニターに労働力確保対策や業界のイメージ向上のための動画コンテンツを放映し、ドライバー募集・ポジティブな業界イメージの定着化を図ります。

放送期間：令和7年12月30日（火）～令和8年1月26日（月）

放映場所：石川県内のFamilyMart（164店）（合計330,624回）



新年 あけまして おめでた く

新年を迎へ 平素のご厚情に深謝し

皆様のご多幸をお祈り申し上げます

会員各社 益々のご発展を

ご祈念申し上げます

令和八年 元旦

一般社団法人 石川県トラック協会

役職員一同



会長・代表理事 山田 秀一

専務理事
業務執行理事 端 岩男

副会長・理事 操川 一郎

新出 勝

吉田 修一

高橋 満

東出 友明

高橋 満

北本 祐一

堀井 裕介

山下 雄範

黒瀬 真人

久安 重宏

西川 一克

小林 克洋

山岸 克洋

篤弘

事務局長 立田 秀樹

坂下富治雄

相川 哲也

石黒 浩一

関 仁

梶 嘉仁

桐畠 剛

沖津 憲洋

小林 茂成

稻岡 利男

木下 義隆

多知 勇世

阿知 克明

日和 琢磨

丹羽 雅治

福永 孝平

事務局

澤本 瑞希

春田 修一

中居 麻衣

貴志 純孝

岡崎 薫

堀 嘉仁

金沢 T S 係

陸災防担当課長

課長補佐

岡崎 純孝

浅野紀美雄

（適正化事業課）

課長補佐

長岡 諭

指導員

中川 界人

課長補佐

辻 栄太

事務局長 天田 敏勝

奥村 和秀

澤本 瑞希

春田 修一

中居 麻衣

貴志 純孝

岡崎 純孝

浅野紀美雄

（適正化事業課）

課長補佐

長岡 諭

指導員

中川 界人

課長補佐

辻 栄太

指導員

中川 界人

課長補佐

辻 栄太

事務局長

天田 敏勝

奥村 和秀

澤本 瑞希

春田 修一

中居 麻衣

貴志 純孝

岡崎 純孝

浅野紀美雄

（適正化事業課）

課長補佐

長岡 諭

指導員

中川 界人

課長補佐

辻 栄太

指導員

中川 界人

課長補佐

事務局長

天田 敏勝

奥村 和秀

澤本 瑞希

春田 修一

中居 麻衣

貴志 純孝

岡崎 純孝

浅野紀美雄

（適正化事業課）

課長補佐

長岡 諭

指導員

中川 界人

課長補佐

辻 栄太

指導員

中川 界人

課長補佐

事務局長

天田 敏勝

奥村 和秀

澤本 瑞希

春田 修一

中居 麻衣

貴志 純孝

岡崎 純孝

浅野紀美雄

（適正化事業課）

課長補佐

長岡 諭

指導員

中川 界人

課長補佐

辻 栄太

指導員

中川 界人

課長補佐

事務局長

天田 敏勝

奥村 和秀

澤本 瑞希

春田 修一

中居 麻衣

貴志 純孝

岡崎 純孝

浅野紀美雄

（適正化事業課）

課長補佐

長岡 諭

指導員

中川 界人

課長補佐

辻 栄太

指導員

中川 界人

課長補佐

事務局長

天田 敏勝

奥村 和秀

澤本 瑞希

春田 修一

中居 麻衣

貴志 純孝

岡崎 純孝

浅野紀美雄

（適正化事業課）

課長補佐

長岡 諭

指導員

中川 界人

課長補佐

辻 栄太

指導員

中川 界人

課長補佐

事務局長

天田 敏勝

奥村 和秀

澤本 瑞希

春田 修一

中居 麻衣

貴志 純孝

岡崎 純孝

浅野紀美雄

（適正化事業課）

課長補佐

長岡 諭

指導員

中川 界人

課長補佐

辻 栄太

指導員

中川 界人

課長補佐

事務局長

天田 敏勝

奥村 和秀

澤本 瑞希

春田 修一

中居 麻衣

貴志 純孝

岡崎 純孝

浅野紀美雄

（適正化事業課）

課長補佐

長岡 諭

指導員

中川 界人

課長補佐

辻 栄太

指導員

中川 界人

課長補佐

事務局長

天田 敏勝

奥村 和秀

澤本 瑞希

春田 修一

中居 麻衣

貴志 純孝

岡崎 純孝

浅野紀美雄

（適正化事業課）

課長補佐

長岡 諭

指導員

中川 界人

課長補佐

辻 栄太

指導員

中川 界人

課長補佐

事務局長

天田 敏勝

奥村 和秀

澤本 瑞希

春田 修一

中居 麻衣

貴志 純孝

岡崎 純孝

浅野紀美雄

（適正化事業課）

課長補佐

長岡 諭

指導員

中川 界人

課長補佐

辻 栄太

指導員

中川 界人

課長補佐

事務局長

天田 敏勝

奥村 和秀

澤本 瑞希

春田 修一

中居 麻衣

貴志 純孝

岡崎 純孝

浅野紀美雄

（適正化事業課）

課長補佐

長岡 諭

指導員

中川 界人

課長補佐

辻 栄太

指導員

中川 界人

課長補佐

事務局長

天田 敏勝

奥村 和秀

澤本 瑞希

春田 修一

中居 麻衣

貴志 純孝

岡崎